

つばさ保育園

お問い合わせ



総務部 人事課 人事グループ

Tel 072-254-9105 (直通) / 2090・2113 (内線)  
Eメール tsubasa-hoiku@ml.osakafu-u.ac.jp

大阪府立大学では、教職員等の仕事・研究と育児の両立を支援し、男女共同参画を推進するため、平成23年度につばさ保育園を開園しました。詳細は、上記の連絡先までお問い合わせください。



- ★ 利用資格  
大阪府立大学の教職員・学生
- ★ 保育対象  
0歳(生後57日)～小学校就学前の乳幼児  
※病児保育および病後児保育は行っていません。
- ★ 保育日・時間  
月曜日～金曜日(土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は休み)  
基本保育: 8時30分～18時15分  
延長保育: 8時～8時30分 18時15分～19時

ベビーシッター割引券発行事業

お問い合わせ

女性研究者支援センター

Tel 072-254-9856 (直通) / 5057 (内線)  
Eメール w-support@ao.osakafu-u.ac.jp  
URL <http://genki.osakafu-u.ac.jp/>

女性研究者支援センターでは、在宅保育サービスの利用料金の一部を助成する「ベビーシッター割引券発行事業」を行っています。これは、公益社団法人全国保育サービス協会が実施する「ベビーシッター派遣事業」の利用者を対象としています。

対象	要件	割引限度
[全教員] 常勤教員(任期付教員を含む)	下記両方に該当する場合 ・0歳～小学校3年生(障がいがある場合は6年生)までの児童の保護者 ・配偶者が就労している、または、病気入院等により、ベビーシッターサービスを使用しなければ就労が困難な方	1日1枚2200円 (1ヶ月24枚まで)

研究支援員制度

お問い合わせ

ダイバーシティ研究環境研究所

Tel 072-254-9649 (直通) / 5056 (内線)  
Eメール diversity@ao.osakafu-u.ac.jp  
URL <http://diversity.21c.osakafu-u.ac.jp/>

研究者が、研究時間の確保が難しい妊娠・出産・育児又は介護の時期にも、研究等の職務を継続し、研究力が向上できるよう、研究支援員を配置することにより、支援しています。詳細は、[ダイバーシティ研究環境研究所](#)までお問い合わせください。

対象	要件	利用限度 (週あたり)
[全教員] 常勤教員(任期付教員を含む)	下記いずれかに該当する場合 ・妊娠・出産 ・育児(末子が中学校3年生以下) ・介護	最大10時間

※平成30年度募集の詳細については、[ダイバーシティ研究環境研究所ウェブサイト](#)を御参照下さい。



大阪府立大学  
育児・介護

両立支援制度案内

常勤教職員対象

大阪府立大学  
女性研究者支援センター

〒599-8531 堺市中区学園町1番1号 中百舌鳥キャンパスB16棟  
TEL・FAX 072-254-9856 (内線 5057) E-mail w-support@ao.osakafu-u.ac.jp  
URL <http://genki.osakafu-u.ac.jp/>

# 育児支援制度



お問い合わせ

総務部 人事課 給与・厚生グループ  
Tel 072-254-7468 (直通) / 2150 (内線)



※雇用条件によって取得できる制度と内容等が変わります。利用について詳しくはお問い合わせ下さい。

	種類	内容	期間等
妊娠時の支援制度	① 妊娠障害休暇	妊娠障害のため勤務が著しく困難である場合	2週間以内で必要と認める期間
	② 妊婦健康診査休暇	保健指導、健康診査のため	・満23週まで：1回/4週 ・満24週～満35週：1回/2週 ・満36週～出産：1回/週、各1日の範囲内
	③ 妊婦通勤緩和休暇	通勤途上における交通の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	母子手帳の交付を受けてから産前休暇をとるまでの間において、業務に支障のない限り1日につき1時間以内で必要と認める時間
	④ 産前休暇	—	出産予定日以前8週間のうち必要とする期間。(多胎妊娠で8週間より難しい場合は出産予定日以前16週間)
	⑤ 時間外勤務、深夜勤務及び休日勤務の禁止	妊娠中の教職員が請求した場合	—
	⑥ 妊娠満11週までの流産に係る休暇	—	2週間以内で必要と認める期間
	⑦ 流産、早死産に係る休暇	出産する場合で流産、早死産その他やむを得ない事情により、産前・産後休暇等の規定により難しい場合	産前産後を通して、16週間を超えない範囲内で必要と認める期間
出産時の支援制度等	⑧ 産後休暇	—	出産後8週間を経過する日までの期間内で必要とする期間
	⑨ 産前・産後特別休暇	出産する場合で医師の診断書等により、出産予定日以前又は出産後に産前・産後休暇と連続して休養が必要と認められる場合	1週間以内で必要と認める期間
	⑩ 産婦健康診査休暇	—	出産後1年以内の間に1日の範囲内
	⑪ 妻の出産休暇	出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合(入退院・出産時の付添い、入院中の世話、子の出生届出等をする場合)	出産に係る入院等の日から当該出産の日2週間を経過するまでの間における2日以内で必要と認める日又は時間
	⑫ 育児のための休暇	—	子が生後1年6月に達するまでの間、1日2回、1の回について30分、他の回について1時間
子育て時の支援制度	⑬ 男性教職員の育児参加休暇	妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため	出産予定日以前8週間から出産後16週間を経過するまでの間において、5日以内で必要と認める日又は時間
	⑭ 子の看護のための休暇	中学校就学の始期に達するまでの子の看護	5日(2人以上を養育する教職員にあっては、10日)の範囲内/年
	⑮ 家族の健全育成のための休暇	18歳に達した日の属する年度の末日までの子が法定の予防接種、健康診査等を受ける場合の介助等	1日/年
	⑯ 育児休業 ※1	—	子が満3歳に達する日まで ※2
	⑰ 育児部分休業 ※1	—	小学校就学前の子について、1日2時間の範囲内(30分を単位) ※2
	⑱ 時間外勤務及び深夜勤務の禁止	出産後1年以内の職員及び3歳未満の子を養育する教職員が請求した場合 ※2	—
	⑲ 時間外勤務の制限	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が請求した場合 ※2	—

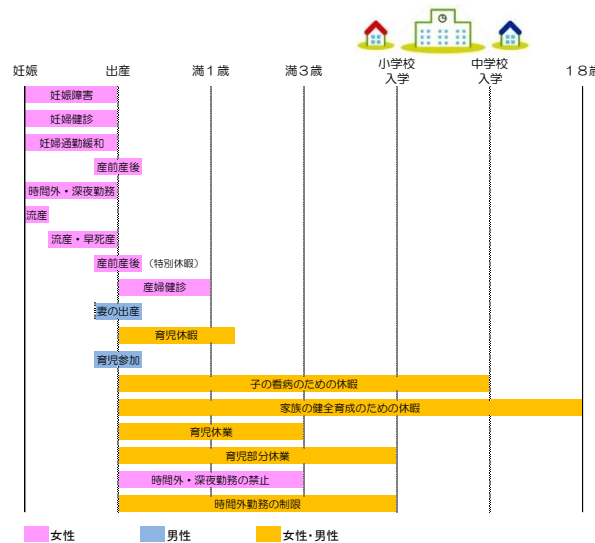
＜その他＞

- 任期付教員の出産・育児支援制度(男性教員も利用可能)  
任期期間の延長・・・産前・産後特別休暇、育児休業を取得した期間に応じて任期を延長

※1 給与の扱い・・・⑯育児休業、⑰育児部分休業期間は、無給となります。  
※2 子の対象に特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子を含みます。

# 育児支援の一覧

- ① 妊娠障害休暇
- ② 妊婦健康診査休暇
- ③ 妊婦通勤緩和休暇
- ④ ⑧ 産前・産後休暇
- ⑤ 時間外勤務、深夜勤務及び休日勤務の禁止
- ⑥ 妊娠満11週までの流産に係る休暇
- ⑦ 流産、早死産に係る休暇
- ⑨ 産前・産後特別休暇
- ⑩ 産婦健康診査休暇
- ⑪ 妻の出産休暇
- ⑫ 育児のための休暇
- ⑬ 男性教職員の育児参加休暇
- ⑭ 子の看護のための休暇
- ⑮ 家族の健全育成のための休暇
- ⑯ 育児休業
- ⑰ 育児部分休業
- ⑱ 時間外勤務及び深夜勤務の禁止
- ⑲ 時間外勤務の制限



# 介護支援制度

お問い合わせ

総務部 人事課 給与・厚生グループ  
Tel 072-254-7468 (直通) / 2150 (内線)

※雇用条件によって取得できる制度と内容等が変わります。利用について詳しくはお問い合わせ下さい。

種類	要件	対象家族	期間等	給与の扱い
介護休暇	要介護状態にある対象家族の介護を行う教職員がその家族の介護(日常生活を営むのに支障があるものの介護を行うことを行う。)のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	1 配偶者 ※3 2 父母 3 子 4 配偶者の父母 5 教職員と同居している者で次に掲げるもの ①祖父母、②孫、③兄弟姉妹	1暦年につき5日(要介護状態にある対象家族を2人以上介護する教職員にあっては、10日)以内で必要と認める日又は時間	全額支給
介護休業	要介護状態にある要介護者(負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの)を介護する場合	1 配偶者 ※3 2 父母 3 子 ※2 4 配偶者の父母 5 祖父母 6 兄弟姉妹 7 孫 8 教職員と同居している者で次に掲げるもの ①父母の配偶者②配偶者の父母の配偶者③子の配偶者、④配偶者の子	要介護者が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、180日の期間内において必要な日又は時間 ※分割取得可(6回以内)	減額あり
介護部分休業	同上	同上	要介護者が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3年間の期間内において。必要と認められる期間 ※勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を越えない範囲内で30分単位で取得可	減額あり
介護欠勤	負傷、疾病又は老齢によりリハビリテーション、通院その他病状の回復のため当該教職員の介助を必要とする場合	1 配偶者 ※3 2 親等内の親族 3 配偶者の父母の配偶者	・1暦年について断続的に30回以内 ・1回につき1日又は1日以内で必要な時間	減額あり
介護のための時間外労働の制限	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものを介護し、請求した場合	1 配偶者 ※3 2 父母 3 子 ※2 4 配偶者の父母 5 祖父母 6 兄弟姉妹 7 孫 8 教職員と同居している者で次に掲げるもの ①父母の配偶者②配偶者の父母の配偶者③子の配偶者、④配偶者の子	業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務を命じない	—
介護のための深夜業の制限	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものを介護することのできる16歳以上の同居の家族がいる者を除く者が、家族を介護するために請求をした場合。	同上	業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)の業務には従事させない	—

※3 介護休暇等の対象家族 配偶者・・・事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む